右の者に対する恐喝、贈賄被告事件(当庁昭和二六年(れ)第二一一九号)について、当裁判所が、昭和二七年一一月二八日なした上告棄却の決定及び同年一二月二六日にした決定訂正申立棄却の決定に対し、別紙申立書記載の如く、再審の請求があつたが、右の如き決定に対し再審を許容する規定もなく、またこれを許すべきものでないから本件再審請求は不適法である。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴五〇四条に従い、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主 文

本件再審請求を棄却する。

昭和二八年二月二三日

最高裁判所第二小法廷

_		精	山	霜	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官